

----- 新しい住所に移られてから 14日以内 に、新住所地の市区町村役場に転入届けをして下さい。 -----

鹿追町から転出される方へ



■ 転入手続きに必要なもの：

- ①転出証明書又は個人番号カード（通称マイナンバーカード） ②届出人の印鑑 ③届出人の本人確認書類（運転免許証など）
④年金手帳（国民年金加入者のみ）

外国籍の方：在留カード、特別永住者証明書をご持参ください。

■ 転出証明書の交付後に記載事項に変更が生じた場合は、新住所地に転出証明書を提出のうえ変更事項を申し出て、転入手続きをしてください。

■ 都合により転出を取りやめるときは、転出証明書と本人確認書類をご持参のうえ、転出の取消をしてください。

		項 目	鹿追町での手続き	窓口	新しい住所地での手続き
□ □ ↓ ↓ ガス会社	お済ですか？	<input type="checkbox"/> 国民年金加入、受給されている方	転出先で免除申請をする場合、所得証明が必要になることがあります。	戸籍年金窓口係	住所変更の手続きをしてください。
		<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしている方	印鑑登録証はお返しく下さい。		印鑑証明書が必要な方は、新たに印鑑登録をしてください。
		<input type="checkbox"/> 水道・下水道の利用者	水道・下水道の使用中止の手続きが必要です。		使用の手続きをしてください。
		<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車	ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書を持参し、廃車の届出をし「廃車証明書」をお受取りください。	税 務 係	廃車証明書を持参し、手続きをしてください。
		<input type="checkbox"/> 住民税、国民健康保険税、固定資産税が課税されている方	税金のお支払いは、税務係でご相談ください。※		
		<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	被保険者証および高齢者受給者証をお返しく下さい。 <u>保険料の精算は税務係へご相談ください。</u>	トリムセンター	あらためて加入手続きを行ってください
		<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入している方	被保険者証をお返しく下さい。 <u>保険料の精算は国保医療係へご相談ください。</u>		
		<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証をお返しく下さい。		新たに被保険者証の交付を受けてください。
		<input type="checkbox"/> 介護認定を受けている方	トリムセンターで受給資格証明を受けてください。		受給資格証明書をご持参のうえ手続きしてください。
		<input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証（重度、ひとり親家庭、乳幼児、児童生徒）をお持ちの方	喪失の届出が必要です。受給者証をお返しく下さい。		転入先の担当窓口で制度の有無を確認し、必要な書類等をご確認ください。
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給している方	必要な手続はありません。	証書を持参し、住所変更の手続きをしてください。			
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給している方	必要な手続はありません。	証書を持参し、住所変更の手続きをしてください。			
<input type="checkbox"/> 各心身障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方	必要な手続はありません。	手帳を持参し、手続きをしてください。			
<input type="checkbox"/> 児童手当を受給している方	消滅の届出が必要です。転出先で所得証明が必要になる場合があります。	あらためて認定請求の手続きをしてください。			
<input type="checkbox"/> 小中学校に在学中の児童・生徒のいる方	学校で在学証明書及び教科書給与証明書の交付を受けてください。		転入届けをして就学通知書を受け取り、在学証明書、教科書給与証明書とともに新しい学校へ届けてください。		

※ 住民税は、その年の1月1日現在の住所地で1年間課税されます。

※ 固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に1年間課税されます。

〒081-0292 鹿追町役場
北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
TEL 0156-66-2311 FAX 0156-66-1020